

# 認定受けて減額されます

## 一部負担分・食事療養費負担額

市民税非課税世帯の国保加入者で七十歳以上（昭和七年十月一日以降生まれ）の人は、入院時に保険医療機関の窓口には「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示

してください。一部負担金額が軽減され、食事療養費の標準負担額が減額されます。なお、認定証は市役所国保年金課が大胡・宮城・粕川の各支所へ申請し、認定されると交付します。



万が一のけがや病気に備え国保にはさまざまな制度も（市民体育館で）

### 入院時一部負担金を軽減

表1のとおり。

入院時食事療養費標準負担額

表2のとおり。

70歳未満の国保加入者

市民税非課税世帯で七十歳未満の国保加入者は、申請し認定されると、「国民健康保険標準負担額減額認定証」を交付。食事療養費の標準負担額が減額されます。

### 老人保健の人

七十五歳以上と昭和七年九月三十日以前に生まれ市民税非課税世帯の人、または、障害などの理由で老人保健の認定を受けている人が申請を行い、認定されると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付

## 申請は今月から 国民年金保険料 納付の免除・猶予

所得が少なく保険料を納付できない人が、一定の基準を満たすと国民年金保険料の全額・半額が免除される制度があります。本年度の納付免除・

対象	入院・世帯ごとの限度額
低所得	世帯主と国保加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税の人 2万4,600円
低所得	世帯主と国保加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税で、収入から必要経費・控除を差し引くと所得がなくなる世帯に属する人 1万5,000円

される。加入している健康保険などの種類は問いません。なお、世帯全員の所得金額がないか、老齢福祉年金を受給している人は、表1の「低所得」の

対象	1日の限度額	
一般	780円	
市民税非課税世帯など の人（70歳以上は表1 で低所得の人）	90日まで	650円
	過去1年間に 91日以上	500円
70歳以上で表1の低所得 の人	300円	

対象になります。... 問い合わせは国保医療については国保年金課 8906253へ。課 8906253へ。

猶予の申請は今月から受け付け。今まで免除の承認を受けていた人も、引き続き免除を受けるには、再び手続きが必要です。また、三十歳未満の第一号被保険者と配偶者の所得が基準を満たせば、若年者納付猶予制度もあります。

### 失業による免除

申請する年度か前年度に失業した人は、雇用保険の「離職票」「雇用保険受給資格者証」などの写しが必要です。雇用保険に加入していなければ、事業主の退職証明書などを用意。自己都合

定年、結婚などの離職理由や在職期間を問いません。  
1月2日以後の転入者  
申請者・申請者の配偶者・世帯主が、今年一月一日以後本市に転入した場合、一月一日の住民登録地の市役所・町村役場からそれぞれの所得証明書（控除額が分かる物）を取り寄せ申請書類に添付。なお、昨年中の所得申告が必要な人で、まだの人は早めに済ませましょう。

... 問い合わせは国保年金課 8906254へ。